

## 税や社会保障関係の書類へのマイナンバー

## 記載スケジュールを把握しておきましょう。

税や社会保障関係の書類へのマイナンバーの記載時期は、制度によって異なります。 それぞれの書類にマイナンバーを記載する時期をきちんと把握し、 準備をしておくことが大切です。

## 税や社会保障関係書類へのマイナンバー記載スケジュールを 確認しておきましょう。

分野	主な届出書等の内容	施行日
税	「マイナンバー」または「法人番号」を追加予定	平成28年1月1日 提出分~
雇用保険	「マイナンバー」を追加予定  ●雇用保険被保険者資格取得届  ●雇用保険被保険者資格喪失届 など 「法人番号」を追加予定  ●雇用保険適用事業所設置届 など	平成28年1月1日 提出分~
健康保険厚生年金保険	「マイナンバー」を追加予定  ●健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届  ●健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 など  ●健康保険被扶養者(異動)届 など	平成 <b>29</b> 年1月1日 提出分~
	「法人番号」を追加予定 ●新規適用届 など	平成28年1月1日 提出分~

国民健康保険組合については、平成28年1月1日より各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。